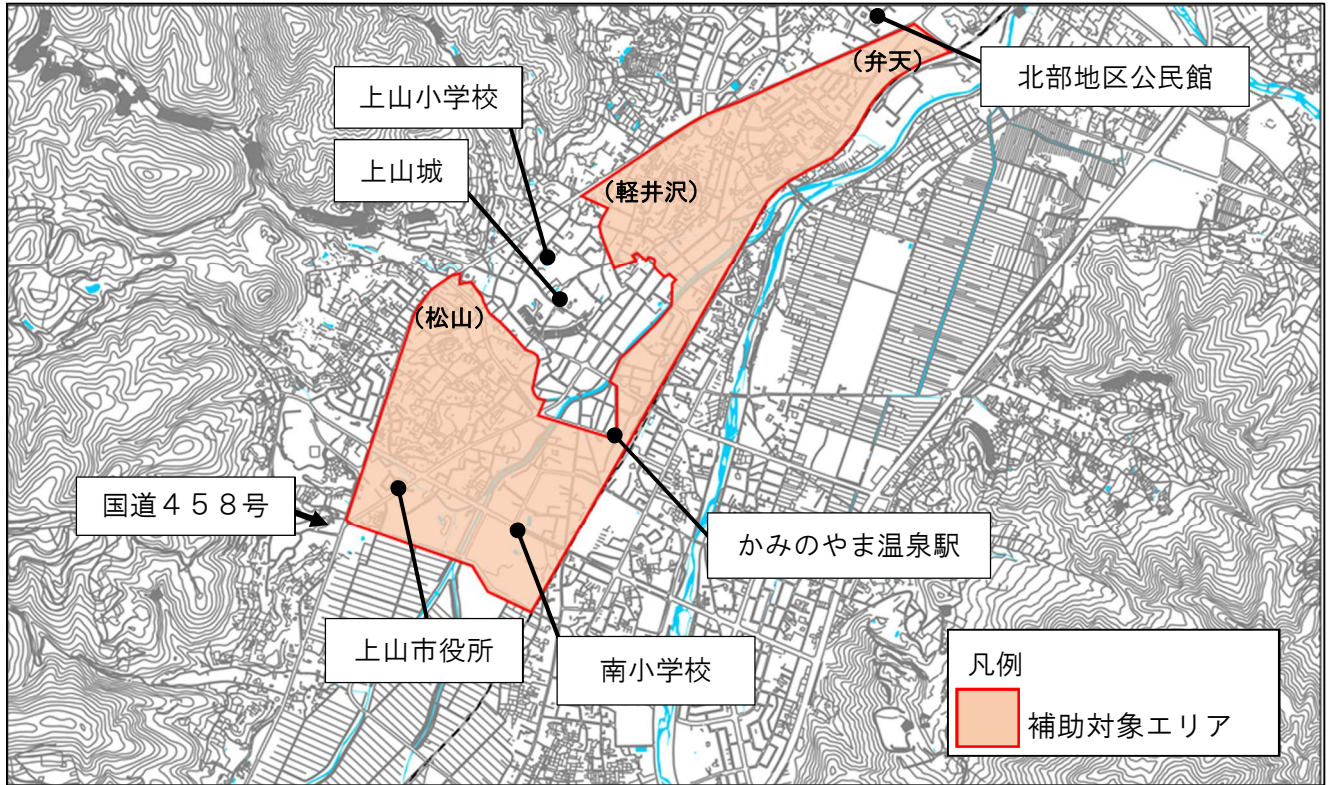


# 令和3年度

## 上山市若者向け共同住宅建設促進事業補助金

新たに共同住宅（アパート等）を建設する県内事業者に対して、建設費を補助します。

### ○対象区域



### ○対象者

対象区域において共同住宅を建設し、その所有者となる法人又は個人で以下の要件を満たすこと

- ・所有者が法人の場合は県内に本店又は営業所があること
- ・所有者が個人の場合は市内に住所があること
- ・県内に本店又は営業所がある施工業者が建設する
- ・建設する共同住宅が特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるためのものでない
- ・建設する共同住宅の管理を10年以上行う(県内に本店又は営業所を有する法人への委託も可)
- ・借入金を必要とする場合は、県内金融機関から借り入れを行う
- ・入居募集は上山市と連携して行う
- ・公租公課に滞納がない

### ○対象住宅

以下の要件をすべて満たす共同住宅

- ・全戸において、入居募集の対象は30歳以下の若者とし、入居後40歳に達した者に対し退去を求めること
- ・1棟につき4戸以上の戸数を有すること
- ・1R、1K、1DK、1LDKのいずれかの住戸形式で構成されるものであること
- ・各戸の床面積が25㎡以上であること
- ・各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されているものであること
- ・店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の1/2以上であること
- ・1戸あたり1台以上の駐車場が同一敷地内に配置されているものであること(ただし同一敷地内での配置が困難な場合は、近隣地への配置も可)
- ・建築基準法等の関係法令に適合すること

## ○補助額

建設費に対して補助します。

住戸タイプ	1戸あたりの補助金額
1R	70万円
1K	80万円
1DK	90万円
1LDK	100万円



## ○申請手続きの流れ



### お問い合わせ先

上山市役所 建設課 エリアマネジメント推進室

電話 023-672-1111 FAX 023-672-1112